

資料No. 2

真鶴聖苑における残骨灰の取扱いについて

真鶴聖苑で火葬の際に生じる残骨灰について、有償で引き取りを委託してきましたが、残骨灰には歯の治療に使用された「金」等の貴金属が含まれており新たな財源として活用が見込まれることから、今年度から残骨灰の売り渡しを実施するものです。

1 売り渡し金の取り扱いについて

「真鶴町と湯河原町との火葬の事務委託に関する協定書」第1条第2項第2号のアに規定する「当該事項に係る収入額」となり、真鶴聖苑における収入として経費額から控除して負担金を算定します。

2 売り渡しによる収入見込額

真鶴聖苑予算額 750件×1,980円＝1,485,000円

※配分見込額 湯河原町 1,144,638円 (77.08%)

真鶴町 340,362円 (22.92%)

3 残骨の埋葬等について

引き渡した残骨灰について、貴金属等を抽出した後の残骨については、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に従い、買受者の責任のもと、礼節をもって適切に埋葬するものとし、埋葬地は日本国内の墓地又は納骨堂とすることを仕様書に明記し、法令等に基づき適正な対応を図ってまいります。